# 工業用水法施行規則 （昭和三十二年通商産業省令第二十二号）

#### 第一条（用語）

この省令で使用する用語は、工業用水法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

#### 第二条

削除

#### 第三条（許可の申請）

法第四条第一項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。

##### ２

法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

* 一  
  様式第二による井戸の構造図
* 二  
  井戸の設置の場所を示す図面
* 三  
  様式第三による井戸使用計画書
* 四  
  法第五条第二項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

#### 第四条（許可の基準）

法第五条第一項（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準は、別記のとおりとする。

#### 第四条の二（経過措置に係る期間の起算日）

法第六条第二項の経済産業省令、環境省令で定める日は、別表第一の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

##### ２

法第六条第五項の経済産業省令、環境省令で定める日は、別表第二の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

##### ３

工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）附則第四項の総理府令、通商産業省令で定める日は、別表第三の上欄に掲げる地域について同表の下欄に掲げる日とする。

#### 第五条（経過措置に伴う届出）

法第六条第三項の届出書の様式は、様式第四のとおりとする。

##### ２

法第六条第四項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

* 一  
  様式第二による井戸の構造図
* 二  
  井戸の設置の場所を示す図面
* 三  
  様式第五による井戸使用状況説明書

#### 第六条（変更の許可）

法第七条第一項の許可を受けようとする者は、様式第六による申請書に次の書類を添附して、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。）に提出しなければならない。

* 一  
  様式第七による井戸の構造図
* 二  
  様式第八による井戸使用計画書
* 三  
  法第七条第二項において準用する法第五条第二項の規定の適用を受けようとする場合は、井戸により採取する地下水をその用に供することがその工業の遂行上必要かつ適当であつて、他の水源をもつて代えることが著しく困難なことを説明する書類

#### 第七条（氏名等の変更の届出）

法第九条の規定による届出をしようとする者は、様式第九による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第八条（承継の届出）

法第十条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第十による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第九条（廃止の届出）

法第十一条の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第十条（報告の徴収）

許可井戸の使用者は、工業用水法施行令（昭和三十二年政令第百四十二号。以下「令」という。）第二条第一号または第二号に規定する事項について、当該変更の都度遅滞なく、様式第十二による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

##### ２

許可井戸の使用者は、令第二条第三号から第六号までに規定する事項について、毎年四月末日までに、様式第十三による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

#### 第十一条（条例等に係る適用除外）

第三条第一項、第五条第一項及び第六条から前条までの規定は、都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市）の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

# 附　則

この省令は、昭和三十二年七月十日から施行する。

# 附則（昭和三三年一二月四日通商産業省令第一三二号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三四年三月六日通商産業省令第一七号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三五年五月一七日通商産業省令第五一号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三五年一〇月七日通商産業省令第一〇九号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三五年一二月一九日通商産業省令第一二五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三七年八月二四日通商産業省令第八八号）

##### １

この省令は、工業用水法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第九十九号）の施行の日（昭和三十七年八月三十一日）から施行する。

##### ２

工業用水法施行規則第二条および第五条の規定は、工業用水法の一部を改正する法律附則第五項において準用する工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第六条第三項および第四項の規定に基づく届出、届出書および通商産業省令で定める書類に準用する。

# 附則（昭和三七年一〇月一日通商産業省令第一一三号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の規定は、この省令の施行前にされた行政庁の処分その他この省令の施行前に生じた事項についても、適用する。  
ただし、この省令による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

##### ３

この省令の施行前にされた異議の申立その他の不服申立てについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。

# 附則（昭和三七年一〇月二〇日通商産業省令第一一五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三七年一一月二〇日通商産業省令第一二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年三月二六日通商産業省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三八年六月一日通商産業省令第六四号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和三八年六月二四日通商産業省令第七一号）

この省令は、昭和三十八年七月一日から施行する。

# 附則（昭和三八年一〇月一日通商産業省令第一一八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年四月一日通商産業省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年八月一日通商産業省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三九年一〇月五日通商産業省令第九八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年一月五日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年六月一日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四〇年九月二五日通商産業省令第九六号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
ただし、別表第一の改正規定中同表に表を加える部分は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年一月四日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四一年五月一七日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四一年六月一日通商産業省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年二月一日通商産業省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年二月一五日通商産業省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年一二月二五日通商産業省令第一六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四三年五月二〇日通商産業省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年二月一〇日通商産業省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年九月一一日通商産業省令第八五号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

# 附則（昭和四四年九月二〇日通商産業省令第八九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年一〇月二日通商産業省令第九四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年一二月二八日通商産業省令第一一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年三月三一日通商産業省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年五月一五日通商産業省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四六年七月一日総理府令第四一号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年四月三日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、昭和四十七年五月一日から施行する。

# 附則（昭和四七年九月一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年三月二七日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年四月一日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四九年七月三一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

# 附則（昭和五〇年八月一日・総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。  
ただし、別記の改正規定は、昭和五十年八月十五日から施行する。

# 附則（昭和五一年四月五日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五一年八月一四日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年一月二六日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五三年一二月一六日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、昭和五十四年一月十六日から施行する。

# 附則（昭和五四年三月一日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五四年六月三〇日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、昭和五十四年七月一日から施行する。

# 附則（昭和五四年一〇月一日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年二月一日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五五年四月一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年四月一日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年七月二〇日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年一月二〇日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年一〇月一日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年六月一二日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、昭和五十九年七月五日から施行する。

# 附則（昭和六〇年二月一日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六〇年一〇月一日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年七月二九日総理府・通商産業省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六一年一一月一日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年三月二四日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附則（昭和六二年一〇月七日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年九月一七日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年五月九日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年一〇月一七日総理府・通商産業省令第七号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年九月二八日総理府・通商産業省令第三号）

この命令は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

# 附則（平成八年三月一八日総理府・通商産業省令第一号）

この命令は、平成八年四月一日から施行する。

# 附則（平成一一年三月三〇日総理府・通商産業省令第四号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日総理府・通商産業省令第二号）

#### 第一条（施行期日）

この命令は、平成十二年四月一日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この命令の施行前にされた工業用水法第二十七条第一項の規定による異議申立てに係る意見の聴取に関する手続については、この命令の施行後も、なお従前の例による。

# 附則（平成一二年八月三日総理府・通商産業省令第八号）

この命令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府・通商産業省令第九号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一三年四月二六日経済産業省・環境省令第三号）

この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

# 附則（平成一八年九月一日経済産業省・環境省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二七年二月一六日経済産業省・環境省令第二号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附則（令和元年七月一日経済産業省・環境省令第三号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年一二月二八日経済産業省・環境省令第五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

#### 第二条（経過措置）

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

##### ２

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

* １  
  令別記第一号の地域に設置する井戸のうち、次の表の上欄イに掲げる地域に設置するものについてはその揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に、同表の上欄ロに掲げる地域に設置するものについてはその揚水機の吐出口の断面積が同表の中欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ２  
  令別記第二号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ３  
  令別記第三号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ４  
  令別記第四号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ５  
  令別記第五号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が四十六平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下九十メートル以深であること。
* ６  
  令別記第六号の地域に設置する井戸のうち、次の表の上欄に掲げる地域に設置するものであつてその揚水機の吐出口の断面積が同表の中欄に掲げるものについては、その井戸のストレーナーの位置がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ７  
  令別記第七号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ８  
  令別記第八号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* ９  
  令別記第九号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* １０  
  令別記第十号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積がそれぞれ同表の下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* １１  
  令別記第十一号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* １２  
  令別記第十二号の地域に設置する井戸であつて次の表の上欄に掲げる地域に設置するものについては、その揚水機の吐出口の断面積及びストレーナーの位置がそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる基準に該当するものであること。
* １３  
  令別記第十三号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下六百五十メートル以深であること。
* １４  
  令別記第十四号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下三百メートル以深であること。
* １５  
  令別記第十五号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が二十一平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下三百メートル以深であること。
* １６  
  令別記第十六号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が十二平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下三百五十メートル以深であること。
* １７  
  令別記第十七号の地域に設置する井戸については、その揚水機の吐出口の断面積が十九平方センチメートル以下で、かつ、そのストレーナーの位置が地表面下十メートル以浅又は二千メートル以深であること。